

大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の拡充)

制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去[※]を対象として拡充

※撤去については、集約化に伴って実施する他の構造物の撤去に限る

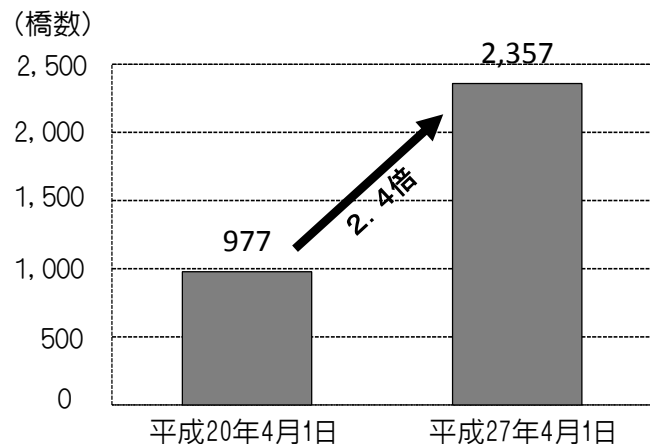
対象事業

撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

事業規模

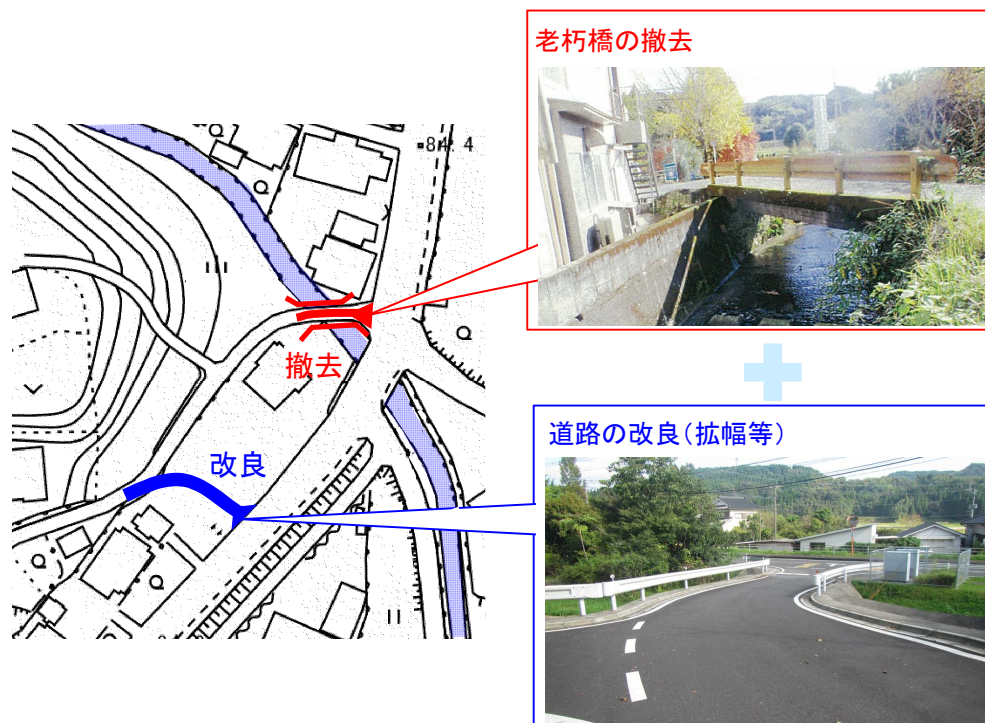
平成29年度：約45億円（国費）

＜地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加＞



※東日本大震災の被災地域は一部含まず

＜集約化・撤去のイメージ＞



大規模修繕・更新補助 制度要綱(案)

現 行

第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模修繕・更新 次のいずれかの事業をいう。
 - イ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模修繕事業
 - ロ 橋梁の架替、トンネルの付替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模更新事業

第4 事業要件

- 一 地方公共団体が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)において引き続き存置が必要とされているもの
- 二 略
- 三 都道府県・指定都市の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費100億円以上のもの、市町村(指定都市を除く。)の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費3億円以上のものであること。



見直し案

第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 大規模修繕・更新 次のいずれかの事業をいう。
 - イ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模修繕事業
 - ロ 橋梁の架替、トンネルの付替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模更新事業

※上記のイ及びロは、同一路線における複数の構造物について、その性能・機能を一部の構造物に集約するため、大規模修繕・更新を行うことに伴い実施する他の構造物の撤去を含む

第4 事業要件

- 一 地方公共団体が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)において引き続き存置または集約化が必要とされているもの
- 二 略
- 三 都道府県・指定都市の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費100億円以上のもの、市町村(指定都市を除く。)の管理する道路において行う事業にあつては全体事業費3億円以上のものであること。